

2019年10月1日 消費税改定に伴う運賃改定

定期券(IC・紙式)の取扱いについて

いつも東武バスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

2019年10月1日より消費税率引き上げに伴う運賃改定による、定期券の取扱いについてご案内いたします。

◎IC定期券の取扱いについて

改定後(10月1日)より、乗車区間運賃(IC運賃)が、定期券の片道運賃額を超える場合、**差額をSF残額から自動的に頂戴**いたします。

【例】運賃改定前に購入した、片道運賃230円のIC定期券をお持ちの場合

※230円区間の改定後運賃は、**IC231円**・現金240円

「乗車区間の改定後片道運賃**231円**－IC定期券の片道運賃額**230円**＝**1円**をSF残額から自動的に引去ります。

◎IC定期券の発売について(新規・継続)

○**改定前170円～220円**までのIC定期券をお持ちのお客様は、10月1日以降、現金片道運賃額の変更ございませんので、「**継続**」でご購入いただけます。

○**改定前230円以上**のIC定期券をお持ちのお客様は、10月1日以降、現金片道運賃額が変更となりますので、新片道運賃でのIC定期券をお買い求めなおしいただく場合についてのみ、有効期間のある**IC定期券を一度払戻した後、有効期間開始日の7日前より「新規」**でお買い求めいただくことができます。

※払戻し額につきましては、改定前のIC定期券運賃を日割り計算および無手数料にて算出いたします。

払戻し計算式⇒定期券運賃×残りの通用日数÷通用日数

◎紙式定期券の取扱いについて

改定前の定期券は改定以降も、券面の有効期間まではそのままご利用いただけます。

運賃改定に関する詳細は
東武バスホームページをご覧ください。
<http://www.tobu-bus.com>